(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第2項、第50条及び第103条の規定により中野都市計画特別工業地区内(以下「特別工業地区内」という。)における建築物等の規制に関して必要な事項を定めるものとする。

(制限の緩和)

- 第2条 特別工業地区内においては、法第48条第3項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、出力の合計が20キロワツト以下の原動機を使用し、かつ、えのき茸栽培を行う作業場で、床面積の合計が300平方メートル以下の建築物(以下「建築物」という。)は、建築することができる。(制限の付加)
- 第3条 建築物及び建築設備は、次に定める構造としなければならない。
 - (1) 外壁に設ける窓は、遮音効果のあるものとし、はめごろしとすること。
 - (2) クーリングタワー、バーナー等の屋外に設置する機械設備については、騒音を防止できる 施設とすること。
 - (3) 殺菌窯からの排気は、遮へいする等して隣接地に直接排出しないこと。 (既存建築物に対する制限の緩和)
- 第4条 この条例の施行又は適用の際、法第3条第2項の規定により、法第48条第3項、第4項及び第5項の規定の適用を受けていない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き法第48条第3項、第4項及び第5項の適用を受けない期間の始期(以下この項において「基準時」という。)を基準とし、次に定める範囲内において増築する場合においては、第2条の規定にかかわらず、増築後の作業場の床面積の合計は300平方メートルを超えることができる。
 - (1) 増築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築後における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項及び法第53条の規定に適合すること。
 - (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の法第48条第5項に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (4) 法第48条第3項、第4項及び第5項までの規定に適合しない事由が原動機の出力による場合においては、増築後のそれらの出力の合計は、基準時におけるそれらの出力の合計の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者
 - (2) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を 施行し、又は設計書に従わないで工事を施行した場合においては、その建築物の工事施工者)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の中野市特別工業地区 条例(昭和48年中野市条例第42号。以下「合併前の条例」という。)の規定に基づきなされた処 分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。